

(お知らせ)

慶弔規程の改正について

令和 7 年 11 月 13 日に開催された平成 7 年度第 5 回理事会において慶弔規程が改正されましたのでお知らせします。

また、この改正された慶弔規程は令和 8 年 4 月 1 日より施行されますので、会員の皆様においてはご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

改正点は以下の通りです。

- ・第 2 条 第 3 項 …… 花輪 1 基を供花に変更
- ・第 3 条 第 1 項 …… 災害の程度を明記
- ・第 4 条 …… 申請書を作成し提出する者を本人、代理人、理事と規定
- ・第 5 条 …… 第 5 条の条文を削除し、新たに給付を受ける条件を規定
- ・第 6 条 …… 申請期間を 3 箇月から 6 箇月に変更
- ・付 則 …… 令和 7 年 11 月 13 日に改正し、令和 8 年 4 月 1 日から施行するとした

また、慶弔規程の改正に合わせて給付申請書(様式第 6 号)も改正しましたので、

令和 8 年 4 月 1 日の改正規程施行開始より各申請にご使用ください。